**奈良県告示第二百八十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十二年十一月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 椿本歯科医院 | 葛城市長尾一〇一一 | 平成二十二年十一月十三日 |
| いかるが薬局新庄店 | 葛城市新庄一二二一二 | 平成二十二年十月一日 |
| 医療法人吉岡歯科医院 | 天理市川原城町八六四 | 平成二十二年十一月一日 |
| ふじい内科医院 | 橿原市曽我町八四九一三 | 平成二十二年十一月一日 |
| 医療法人むねやす整形外科 | 生駒市谷田町八五〇一四 | 平成二十二年十月一日 |
| 医療法人とりい眼科 | 桜井市川合二五六一二 | 平成二十二年十一月一日 |